

株 主 各 位

京都市南区東九条松田町138番地2  
大西電気株式会社  
代表取締役社長 大西俊一

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日(木曜日)営業時間終了時(午後5時45分)までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |                                              |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 平成20年6月27日(金曜日)午前10時                         |
| 2. 場 所          | 京都市南区東九条下殿田町70<br>京都テルサ(京都府民総合交流プラザ内)        |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第50期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)<br>事業報告の内容報告の件 |
| 決 議 事 項         |                                              |
| 第1号議案           | 第50期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)<br>計算書類承認の件    |
| 第2号議案           | 剰余金の処分の件                                     |
| 第3号議案           | 定款一部変更の件                                     |
| 第4号議案           | 監査役1名選任の件                                    |
| 第5号議案           | 会計監査人選任の件                                    |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ohnishidenki.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、前半は企業収益が改善する中、輸出や設備投資も堅調に推移しましたが、後半は原油価格の高騰や米国におけるサブプライム問題に端を発した株価下落、為替相場における対米国ドルでの急激な円高等で、景気の先行きは不透明感を強めました。

エレクトロニクス業界におきましては、ゲーム機、薄型テレビ、デジタルカメラ、ネットワーク複合機等は好調に推移しましたが、半導体製造装置はDRAMの価格低迷を受け、半導体メーカーの設備投資の抑制が続き低調に推移しました。また、下半期から液晶メーカーの設備投資が回復し、フラットパネルディスプレイ製造装置の生産は好調に推移しました。

このような状況のもと、当社は、魅力ある新商品の開拓や営業活動のグローバルな展開に努力し、ゲーム機、薄型テレビ、電子部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、携帯電話用電池、医療機器、RFID等の分野を中心として積極的な拡販活動に取り組みました。

この結果、当事業年度の業績につきましては、ゲーム機関連の電気材料、フラットパネルディスプレイ関連材料・部品の販売が好調に推移し、売上高は119億72百万円（前年同期比3.7%増）となりました。また、利益面につきましては、営業利益6億77百万円（前年同期比19.8%増）、経常利益6億63百万円（前年同期比8.5%増）、当期純利益3億91百万円（前年同期比15.2%増）となりました。

なお、当社株式は、お蔭様を持ちまして平成20年2月26日、ジャスダック証券取引所へ新規上場することができました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜と厚く御礼申し上げます。

- (注) 1. DRAM：半導体記憶素子。記憶保持動作が必要な随時書き込み読み出しメモリIC  
2. RFID：微小な無線半導体集積回路により人やモノを識別・管理する技術

当事業年度における事業所別売上高は次のとおりであります。

事業所別	売上高(千円)	構成比(%)	対前期増減率(%)
京都本社	3,150,522	26.3	7.1
大阪支店	5,994,243	50.1	23.3
関東支店	2,171,822	18.1	6.1
宇都宮営業所	656,212	5.5	33.1
合計	11,972,800	100.0	3.7

(2) 資金調達の状況

当社は、平成20年2月に公募により200,000株の新株式を、平成20年3月には第三者割当て及び新株予約権の権利行使により96,500株の新株式を発行しており、総額249,365千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は31,311千円であり、その主なものは、ネットワーク機器の老朽化による入れ替えとセキュリティ強化システムの増設であります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第47期 (平成16年7月1日から 平成17年6月30日まで)	第48期 (平成17年7月1日から 平成18年3月31日まで)	第49期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第50期(当期) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
売上高(千円)	9,076,814	6,999,034	11,544,704	11,972,800
経常利益(千円)	393,766	262,873	612,071	663,857
当期純利益(損失) (千円)	181,316	137,369	340,099	391,894
1株当たり当期純利益 (損失)(円)	1,008.37	616.42	1,818.71	206.91
総資産(千円)	5,293,636	5,293,916	6,165,817	6,174,959
純資産(千円)	1,117,795	1,311,672	1,613,240	2,178,735

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第47期は、固定資産除売却損573,270千円及び役員退職慰労引当金の過年度要支給額の一括繰入額157,254千円等により合計846,212千円の特別損失を計上したため、当期純損失となっております。
3. 第48期は、決算期の変更により平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9ヶ月間となっております。
4. 平成19年7月18日付で1株につき10株の株式分割を行っております。

(5) 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、サブプライム問題に伴う金融市場の混乱、原油価格の高騰による原材料、物流コスト等の各方面への影響により、景気の減速リスクを抱えております。

当社の販売先であるゲーム機メーカー、家電メーカー、電子部品メーカー、産業機器メーカー等の業界において、ゲーム機では、これまででないユーザー層を取り込み需要は引き続き旺盛であります。また、家電では、薄型テレビの需要は北京オリンピックに向けて堅調に推移することが予想されますが、価格の下落に拍車がかかり熾烈な生き残り競争が繰り広げられております。電子部品では、パソコンや携帯電話向け等の需要が鈍化し競争激化に伴う価格下落も大きくなっております。半導体製造装置では、景気の減速感を受けて先行きにさらに不透明感が強まっております。

これらのメーカーの一部においては、生産と販売のみならず設計や開発の拠点までもグローバル化を進展させております。また、品質、価格、物流体制の要求もますます厳しくなっております。

当社としましては、このような状況を踏まえてさらに事業を発展させていくために以下の施策を推進してまいります。

#### 競争力の強化

##### (イ) 営業体制の強化

主要な顧客を重点顧客・戦略顧客に層別して、顧客ニーズに合致した提案営業の展開によって売上高と利益の増大を図ってまいりました。

今後は、特に重点顧客ごとに綿密な戦略や戦術を設定して、顧客満足を第一としたスピードのある営業を実践するとともに、国内外に投資コストとそれに見合う回収が見込まれる地域を十分に検討し、営業拠点の増設に積極的に取り組んでまいります。

##### (ロ) 顧客対応力の強化

受注・発注・受け入れ・出荷・配送等の物流体制では、スピードのあるきめ細かな対応をすることで、顧客満足度の向上を図ってまいりました。しかし、今後さらに多様化、高度化する顧客ニーズに的確にこたえていくために、商品部を中心に、より革新的な物流体制を構築するとともに、顧客満足を充足すべき新商品の開発や新しい仕入先の開拓に積極的に取り組んでまいります。

##### (ハ) 新分野への展開

新規事業開発の取り組みにより立ち上げたプロジェクトの一つとしてRFIDへの参入・展開があります。今後とも、営業担当の取締役と幹部社員から構成する成長戦略会議を中心に、有望な新規事業の立ち上げに積極的に取り組んでまいります。

#### 人材教育

顧客のニーズは、ますます多様化、高度化しております。それらのニーズを適時的確に把握して、スピーディーに問題解決のための提案をすることができる人間力のある人材の養成が必要です。したがって、優秀な人材を育成する研修制度をさらに充実してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容

当社は電気・電子関連材料、部品、モジュールの販売を行っており、品目別の主要な取扱商品は次のとおりであります。

品 目	主 要 商 品
電 気 材 料	工業用・電気用・包装用粘着テープ、接着剤、電気絶縁材料（シリコン、マイカ、紙、フィルム、ゴム、スポンジ、レジンなど）、各種粘着テープと絶縁材料のキスカット・ダイカット加工品、半田、EMI対策材料、積層板、銅張積層板など
電 気 部 品	圧着端子・コネクタ、電線、端子台、プリント基板（リジッド配線板、フレキシブル配線板、フレックス・リジッド配線板）、配線アクセサリ部品、電気絶縁チューブ・保護チューブ、各種電気絶縁材料の加工品、プラスチック・ゴムの加工品・成型品、EMI対策部品、印刷ラベル・銘板、ヒートシンク・ヒートパイプ、各種金属のプレス・切削加工品、電子部品（抵抗、LCD、LEDなど）、各種小型電池、温度ヒューズなど
電 気 モ ジ ュ ー ル	ワイヤーハーネス加工、プリント基板の部品組立加工、工業用ヒーター、省配線システム、光源ボックス、LED応用製品、電源、メンブレンスイッチ、タッチパネルスイッチ、シリコンゴムスイッチ、無停電電源装置（UPS）、EMS、バックライト組立加工など
フ ラ ッ ト パ ネ ル デ ィ ス プ レ イ 関 連 材 料 ・ 部 品	放熱用緩衝材及び金属加工品、遮光用複合テープ加工品、シールド用材料など
無 線 周 辺 機 器 関 連 材 料 ・ 部 品	RFIDタグ、カード材料及び周辺機器など
そ の 他	静電気対策製品、研磨材、化学製品、搬送トレイ、安全衛生関連製品（マスク、ノーマッドマット、セーフティーウォークなど）、ビジュアル製品（OHP、プロジェクターと関連商品）、コンピュータサブライ製品、化粧（ダイノック）シートなど

## (7) 主要な事業所など

- ・ 本 社 京都府
- ・ 大 阪 支 店 大阪府
- ・ 関 東 支 店 神奈川県
- ・ 宇都宮営業所 栃木県

(8) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	12名増	32.2歳	5.8年

(注) 従業員数には、使用人兼取締役5名、連結子会社への出向者7名及び臨時従業員（契約社員及びパートタイマー）14名を含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
OHNISHI DENKI (S) PTE LTD.	\$\$ 2	100%	電気関連材料と部品の販売
大西電気(香港)有限公司	HK\$ 100,000	100%	電気関連材料と部品の販売
大喜貿易(上海)有限公司	US\$ 600,000	100%	電気関連材料と部品の販売
大西国際貿易(大連保稅区)有限公司	US\$ 140,000	100%	電気関連材料と部品の販売

(注) OHNISHI DENKI(S)PTE LTD. は平成19年11月をもって休眠会社となりました。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	64,480
株式会社京都銀行	45,000
株式会社みずほ銀行	28,190

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 5,760,000株

発行済株式の総数 2,166,500株（自己株式78株を含む）

(注) 1. 平成19年7月18日付の株式分割、平成20年2月26日付の公募及び平成20年3月13日付の第三者割当てにより、発行済株式の総数は1,943,000株増加いたしました。

2. 新株予約権の行使により発行済株式の総数が36,500株増加しております。  
株主数 738名（前事業年度末比688名増加）

## 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
大 西 俊 一	440,300株	20.3%
大阪中小企業投資育成株式会社 取締役社長 長田英機	250,000株	11.5%
大 西 洋 子	154,000株	7.1%
高千穂電気株式会社 代表取締役社長 櫻井 恵	140,000株	6.5%
橋 本 則 子	118,000株	5.4%
大西電気従業員持株会 理事 長 蒲 生 貴	96,900株	4.5%
橋 本 隆 之	73,000株	3.4%
内 田 裕 史	59,600株	2.8%
服 部 和 俊	58,800株	2.7%
原 田 道 夫	56,200株	2.6%

- (注) 1. 発行済株式の総数(自己株式を除く)の10分の1以上の株式を有する株主2名を含め、上位10名の株主を記載しております。  
2. 出資比率は、自己株式(78株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社の役員が有する新株予約権等の内容

第1回新株予約権(平成17年5月9日臨時株主総会特別決議)

新株予約権の数	45,500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 45,500株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使価格	1個あたり250円
新株予約権の行使期間	平成20年2月26日から平成22年5月9日まで
新株予約権の行使条件	(別記1)
新株予約権の取得事由	(別記2)

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は権利を喪失したものの数を減じております。  
2. 平成19年7月18日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価格が調整されております。

第2回新株予約権（平成18年3月28日臨時株主総会特別決議）

新株予約権の数	50,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,000株 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使価格	1個あたり250円
新株予約権の行使期間	平成20年3月29日から平成23年3月28日まで
新株予約権の行使条件	（別記1）
新株予約権の取得事由	（別記2）

（注）1. 平成19年7月18日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価格が調整されております。

（別記1）

- 一 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員を有しているものとする。但し、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- 二 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができないものとする。
- 三 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- 四 その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会に基づき、会社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

（別記2）

本新株予約権者が上記の新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合

当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取 締 役	第1回新株予約権		
	第2回新株予約権	23,500個	7名
監 査 役	第1回新株予約権		
	第2回新株予約権	1,500個	1名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	大 西 俊 一	
常務取締役	内 田 裕 史	営業本部長
取 締 役	原 田 道 夫	大阪支店長
取 締 役	服 部 和 俊	大西電気（香港）有限公司 董事長
取 締 役	多 田 敏 洋	管理部長
取 締 役	橋 本 義 弘	関東支店長 大喜貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	山 本 昌 博	商品部長
常勤監査役	榎 彬	
監 査 役	中 野 雄 介	清友監査法人 代表社員（公認会計士）

（注）監査役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	168,075千円
監 査 役	2名	6,427千円
合 計	9名	174,503千円

- （注）1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与支給予定額40,000千円（取締役38,000千円、監査役2,000千円）及び当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した16,730千円（取締役16,503千円、監査役227千円）を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月29日の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月29日の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

5. 業務の適正性を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び規程を遵守するための行動規範や価値基準を定め、それらを周知徹底するとともに啓蒙活動を実施する。取締役及び使用人は、法令違反・定款違反・社内規程違反のほか企業倫理に反する行為等が行われていることを発見した場合やその行為の事実を知った場合、直ちに取締役及び監査役等に報告し、情報を共有するとともに直ちに最善策を検討し実施する。また同時に通報者の保護を図る体制を整備する。

当社は、執行部門から独立した社長直属の内部監査室を設け、内部監査室は各部署の内部監査をとおりてコンプライアンス及び業務改善に関する適切な提言を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理する。また、必要に応じて閲覧ができる状態を維持する。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の基礎として、経営危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部との連絡役となる事務局長に管理部長を定め、迅速な対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に抑える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時に開催することのほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については取締役及び議題の関係者によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

取締役の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する関係会社管理規程を定めるとともに、当社の社内規程に準じた諸規程をグループ会社に適用する。また、当社の取締役が各グループ会社の取締役を兼任することにより、業務運営の健全性を維持するよう監督するとともに、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。さらに、内部監査室は、グループ会社すべての監査においても当社と同様に監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項が発見され次第、取締役及び監査役に報告し情報を共有することで連携を図り改善策を求めることができる。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任者もしくは専門知識を有する兼務者を配置し、これらの使用人に監査役の職務を補助させる。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。  
社内報告体制に関しては、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への報告体制を確保する。
- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長及び監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。また、監査役は監査職務を効率的、効果的に行うため、監査法人及び内部監査室との連携を密にする。

(備考) 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	5,275,214	<b>【流動負債】</b>	3,745,307
現金及び預金	629,676	買掛金	2,425,454
受取手形	1,127,305	一年以内返済予定の長期借入金	104,710
売掛金	2,051,785	未払金	929,418
商品	163,358	未払費用	28,250
前払費用	6,746	未払法人税等	154,438
繰延税金資産	49,929	未払消費税等	10,489
関係会社短期貸付金	40,076	預り金	3,853
未収入金	1,206,723	賞与引当金	48,693
その他の	1,473	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	1,861	<b>【固定負債】</b>	250,916
<b>【固定資産】</b>	899,745	長期借入金	32,960
<b>【有形固定資産】</b>	194,013	役員退職慰労引当金	217,956
建物	163,630	<b>負債合計</b>	3,996,224
減価償却累計額	112,653	<b>純資産の部</b>	
構築物	4,544	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
減価償却累計額	4,136	<b>【株主資本】</b>	2,100,465
什器備品	69,430	<b>【資本金】</b>	427,682
減価償却累計額	36,862	<b>【資本剰余金】</b>	156,102
土地	110,060	資本準備金	156,102
<b>【無形固定資産】</b>	39,225	<b>【利益剰余金】</b>	1,516,759
ソフトウェア	37,094	利益準備金	24,652
電話加入権	2,131	その他利益剰余金	1,492,107
<b>【投資その他の資産】</b>	666,506	別途積立金	1,070,000
投資有価証券	315,619	繰越利益剰余金	422,107
関係会社株式	66,836	<b>【自己株式】</b>	78
出資金	5,710	<b>【評価・換算差額等】</b>	78,269
関係会社長期貸付金	100,000	その他有価証券評価差額金	78,269
破産更生債権等	1,722		
長期前払費用	1,540	<b>純資産合計</b>	2,178,735
繰延税金資産	59,490	<b>負債及び純資産合計</b>	6,174,959
差入保証金	78,284		
保険積立金	73,429		
その他の	1,100		
貸倒引当金	2,364		
投資損失引当金	34,862		
<b>資産合計</b>	6,174,959		

# 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		11,972,800
【売 上 原 価】		10,211,834
売 上 総 利 益		1,760,966
【販売費及び一般管理費】		1,083,415
営 業 利 益		677,550
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	2,607	
受 取 配 当 金	4,284	
関係会社業務支援料	22,647	
そ の 他	1,295	30,834
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	3,578	
株 式 交 付 費	7,632	
株 式 上 場 関 連 費 用	19,208	
為 替 差 損	9,354	
そ の 他	4,753	44,527
経 常 利 益		663,857
【特 別 利 益】		
投資損失引当金戻入益	6,986	
保 険 解 約 益	23,861	
投資有価証券売却益	604	31,452
税引前当期純利益		695,309
法人税、住民税及び事業税	303,912	
法 人 税 等 調 整 額	497	303,414
当 期 純 利 益		391,894

# 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					特別償却準備金	別途積立金	繰上利益剰余金	
平成19年3月31日残高	303,000	31,420	31,420	23,250	422	770,000	345,217	1,138,890
当事業年度中の変動額								
新株の発行	124,682	124,682	124,682	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	14,025	14,025
利益準備金の積立	-	-	-	1,402	-	-	-	1,402
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	300,000	300,000	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	422	-	422	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	391,894	391,894
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	124,682	124,682	124,682	1,402	422	300,000	76,890	377,869
平成20年3月31日残高	427,682	156,102	156,102	24,652	-	1,070,000	422,107	1,516,759

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	-	1,473,310	139,930	139,930	1,613,240
当事業年度中の変動額					
新株の発行	-	249,365	-	-	249,365
剰余金の配当	-	14,025	-	-	14,025
利益準備金の積立	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
当期純利益	-	391,894	-	-	391,894
自己株式の取得	78	78	-	-	78
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	-	-	61,661	61,661	61,661
当事業年度中の変動額合計	78	627,155	61,661	61,661	565,494
平成20年3月31日残高	78	2,100,465	78,269	78,269	2,178,735

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物.....13～38年

構築物.....10年

什器備品...3～6年

(会計方針の変更)

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号))に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

無形固定資産.....定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費...支出時に全額費用処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金...売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 投資損失引当金...関係会社に対する投資により発生の見込まれる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案して損失見積額を計上しております。
- 賞与引当金...従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により当事業年度負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金...役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金...役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金利息

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

## 8. 消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権 97,676千円  
 関係会社に対する短期金銭債務 10,386千円

2. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	24,284	根抵当権 (極度額合計 210,000千円)	長 期 借 入 金 (一年以内返済予定 長期借入金を含む)	109,480
土 地	110,060			
投資有価証券	118,190	根担保権		
計	252,535		計	109,480

(注) なお、上記以外に取引保証のため定期預金100,000千円を担保に供しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当 座 貸 越 極 度 額	550,000千円
貸 出 実 行 残 高	千円
差 引 額	550,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	201,407千円
仕 入 高	53,309千円
営業取引以外の取引高	27,029千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数      普通株式      2,166,500株
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び数      普通株式      78株
3. 事業年度中に行った剰余金の配当

### 配当金支払額

平成19年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

#### ・普通株式の配当に関する事項

- (ア) 配当金の総額      14,025千円
- (イ) 配当の原資      利益剰余金
- (ウ) 1株当たりの配当額      75円
- (エ) 基準日      平成19年3月31日
- (オ) 効力発生日      平成19年7月2日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

#### ・普通株式の配当に関する事項

- (ア) 配当金の総額      86,656千円
- (イ) 配当の原資      利益剰余金
- (ウ) 1株当たりの配当額      40円
- (エ) 基準日      平成20年3月31日
- (オ) 効力発生日      平成20年6月30日

4. 事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式      59,000株

## 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型退職給付制度に係る費用      10,233千円

## 税効果会計

(繰延税金資産の主な原因内訳)

### 流動資産

#### 繰延税金資産

商品評価減	5,704千円
賞与引当金	19,759千円
未払事業税	12,073千円
その他	12,391千円
合計	<u>49,929千円</u>

### 固定資産

#### 繰延税金資産

関係会社株式評価減	9,739千円
役員退職慰労引当金	88,446千円
投資損失引当金	14,147千円
その他	610千円
小計	<u>112,943千円</u>

#### 繰延税金負債

投資有価証券	53,452千円
差引	<u>59,490千円</u>

(法定実効税率との差異の主な原因内訳)

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.1%
役員賞与引当金	2.3%
住民税均等割額	0.2%
外国税額控除	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.6%</u>

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、車両運搬具があります。

## 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)4	科目	期末残高(注)4
子会社	大西電気(香港)有限公司	所有 直接100%	当社商品の販売及び同社商品の購入	業務支援料の受取(注)1	22,647	未収入金	4,039
				資金の貸付(注)2		関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	40,076 100,000
	大喜貿易(上海)有限公司	所有 直接100%	当社商品の販売及び同社商品の購入	商品の販売(注)3	138,669	売掛金	89,331

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務支援料については、両者が協議して決定した契約書上の金額に基づき受け取っております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に金利を決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
4. 取引金額及び期末残高には、消費税等を含めておりません。

### 1株あたり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,005円68銭
1株当たり当期純利益	206円91銭

### 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年5月19日

大西電気株式会社

常勤監査役 榎 彬 印

監査役 中野雄介 印

以上

(参考書類)

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	5,729,996	<b>【流動負債】</b>	3,938,121
現金及び預金	838,775	買掛金	2,610,098
受取手形及び売掛金	3,383,942	一年以内返済予定の長期借入金	104,710
たな卸資産	238,433	未払金	932,648
繰延税金資産	50,947	未払法人税等	154,526
未収入金	1,209,981	賞与引当金	51,647
その他の	9,777	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	1,861	その他の	44,491
<b>【固定資産】</b>	728,269	<b>【固定負債】</b>	253,235
<b>【有形固定資産】</b>	202,990	長期借入金	32,960
建物及び構築物	171,880	繰延税金負債	227
減価償却累計額	118,185	退職給付引当金	2,091
機械装置及び運搬具	3,938	役員退職慰労引当金	217,956
減価償却累計額	1,595		
什器備品	78,238	<b>負債合計</b>	4,191,357
減価償却累計額	41,347		
土地	110,060	<b>純資産の部</b>	
<b>【無形固定資産】</b>	42,888	科 目	金 額
<b>【投資その他の資産】</b>	482,390	<b>【株主資本】</b>	2,207,304
投資有価証券	315,619	<b>【資本金】</b>	427,682
繰延税金資産	1,038	<b>【資本剰余金】</b>	156,102
その他の	168,096	<b>【利益剰余金】</b>	1,623,598
貸倒引当金	2,364	<b>【自己株式】</b>	78
		<b>【評価・換算差額等】</b>	59,604
		その他有価証券評価差額金	78,269
		為替換算調整勘定	18,664
		<b>純資産合計</b>	2,266,909
<b>資産合計</b>	6,458,266	<b>負債及び純資産合計</b>	6,458,266

(参考書類)

## 連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		14,120,241
【売上原価】		12,060,418
売上総利益		2,059,823
【販売費及び一般管理費】		1,303,376
営業利益		756,446
【営業外収益】		
受取利息	2,025	
受取配当金	4,284	
その他	1,686	7,995
【営業外費用】		
支払利息	3,636	
株式交付費	7,632	
株式上場関連費用	19,208	
為替差損	47,059	
その他	2,366	79,904
経常利益		684,538
【特別利益】		
保険解約益	23,861	
投資有価証券売却益	604	24,465
税金等調整前当期純利益		709,004
法人税、住民税及び事業税	307,458	
法人税等調整額	2,165	305,292
当期純利益		403,711

(参考書類)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成19年3月31日残高	303,000	31,420	1,233,911	-	1,568,331
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	124,682	124,682	-	-	249,365
剰余金の配当	-	-	14,025	-	14,025
当期純利益	-	-	403,711	-	403,711
自己株式の取得	-	-	-	78	78
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	124,682	124,682	389,686	78	638,973
平成20年3月31日残高	427,682	156,102	1,623,598	78	2,207,304

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その 他有 価証 証券 の 差 額	為替換 算調 整勘 定	評価・換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日残高	139,930	6,824	146,754	1,715,086
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	249,365
剰余金の配当	-	-	-	14,025
当期純利益	-	-	-	403,711
自己株式の取得	-	-	-	78
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	61,661	25,488	87,149	87,149
連結会計年度中の変動額合計	61,661	25,488	87,149	551,823
平成20年3月31日残高	78,269	18,664	59,604	2,266,909

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 第50期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容は、添付書類12頁から20頁に記載のとおりであります。

なお、取締役会は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

第50期の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金40円 総額86,656,880円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成20年6月30日

### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額  
別途積立金 330,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額  
繰越利益剰余金 330,000,000円

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社株式がジャスダック証券取引所に上場したことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度の適用を受けたことにより、現行定款第9条及び第11条につきまして、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株式取扱規則において株主の皆様の権利行使の手続きについて定めている事を明確にするため、現行定款第12条(株式取扱規則)につきまして、所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議の審議を円滑に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とする旨の変更を行うものであります。(変更案第17条)
- (4) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。 変更案第33条(新設)  
なお、第33条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。 変更案第44条第1項(新設)
- (6) 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を定めるものであります。  
変更案第44条第2項(新設)
- (7) 当社は第50期末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、次のとおり変更を行うものであります。  
機関として監査役会及び会計監査人を設置する旨を定めるものであります。 変更案第34条、変更案第6章(新設)  
常勤監査役及び監査役会に関する規定を新設するものであります。  
変更案第38条、第39条、第40条、第41条、第42条
- (8) 監査体制の充実を図るため、監査役の員数を現在の3名以内から5名以内に増員するものであります。 変更案第35条
- (9) その他、表現の統一を含む用語の修正及び補足並びに上記変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条(条文省略)	第1条～第4条(現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第6条(条文省略)	第5条～第6条(現行どおり)
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第7条	第7条
当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。	当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利の制限)	(単元未満株式についての権利の制限)
第9条	第9条
当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)～(4)(条文省略)	(現行どおり)
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条	第11条
～ (条文省略)	(現行どおり)
当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。	当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第12条</p> <p>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出等の手続きおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第12条</p> <p>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第13条</p> <p>(条文省略)</p> <p>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定める</u>ことができる。</p>	<p>(基準日) 第13条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第15条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順により、他の取締役が招集する。</p> <p>(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第15条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる(株主は、その持ち株の一部について代理人を選任する事はできない)。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる(株主は、その持ち株の一部について代理人を選任する事はできない)。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第19条</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第23条(条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第24条 ～ (条文省略) 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が召集し、議長となる。 (取締役会の招集手続) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(議事録) 第19条</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第23条(現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第24条 (現行どおり) 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が召集し、議長となる。 (取締役会の招集手続) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条～第29条（条文省略） （取締役会の議事録）</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>（相談役および顧問）</p> <p>第32条 取締役会の決議をもって、<u>顧問および相談役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第5章 監査役 （監査役の設置）</p> <p>第33条 当会社は、監査役を置く。</p>	<p>第27条～第29条（現行どおり） （取締役会の議事録）</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>（削除）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>（相談役および顧問）</p> <p>第32条 取締役会の決議をもって、<u>相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第33条 <u>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置）</p> <p>第34条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役の員数 )  <u>第34条</u>            当社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>( 監査役の員数 )  <u>第35条</u>            当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p>
<p>( 監査役の選任 )  <u>第35条 ~ 第36条</u> ( 条文省略 )</p>	<p>( 監査役の選任方法 )  <u>第36条 ~ 第37条</u> ( 現行どおり )  <u>( 常勤監査役 )</u>  <u>第38条</u></p>
<p>( 新設 )</p>	<p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  <u>( 監査役会の招集手続 )</u>  <u>第39条</u></p>
<p>( 新設 )</p>	<p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u>  <u>( 監査役会の決議方法 )</u>  <u>第40条</u></p>
<p>( 新設 )</p>	<p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>  <u>( 監査役会の議事録 )</u>  <u>第41条</u></p>
<p>( 新設 )</p>	<p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>  <u>( 監査役会規則 )</u>  <u>第42条</u></p>
<p>( 新設 )</p>	<p><u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>  <u>第43条</u> ( 現行どおり )</p>
<p><u>第37条</u> ( 条文省略 )</p>	<p><u>第43条</u> ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第44条</u> <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める範囲内で免除することができる。</u>
(新設)	<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <u>(会計監査人の設置)</u> <u>第45条</u> <u>当社は会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第46条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第47条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度および決算期日) 第38条～第39条(条文省略) (中間配当金) 第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を行うことができる。 (除斥期間) 第41条 (条文省略) 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第49条～第50条(現行どおり) (中間配当金) 第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を行うことができる。 (除斥期間) 第52条 (現行どおり) 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。</p>

(注) 1. 上記定款の一部変更が原案どおり承認されることを条件に、監査役中野雄介氏は社外監査役として就任する予定であります。  
なお、同氏は社外監査役の要件を満たしております。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当又は 他の法人等の代表状況	所有する 当社の数 株式の数
中 野 雄 介 (昭和44年5月15日)	平成14年4月 公認会計士 登録 平成17年7月 清友監査法人 代表社員(現任) 平成17年9月 当社 監査役(現任)	-

2. 中野雄介氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、次のとおりであります。社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行において、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

第3号議案が原案どおり承認されることを条件に、監査役会設置会社として、会社法第335条第3項の規定により監査役の員数を3名以上とすることに伴い、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、各監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は 他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
田村貴哉 (昭和32年12月14日)	平成元年11月 司法試験 合格 平成4年4月 弁護士 登録 平成8年4月 田村貴哉法律事務所 開設	-

- (注) 1. 上記候補者は、社外監査役の候補者であります。
2. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門知識並びに豊富な経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に十分活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 田村貴哉氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、次のとおりであります。社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行において、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

第3号議案が原案どおり承認されることを条件とし、会計監査体制の充実強化を図るため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、各監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	監 査 法 人 ト ー マ ツ
主たる事務所所在地	東京都港区芝浦4丁目13番23号 MS芝浦ビル
その他の事務所	(国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、 長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、 大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、 高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿 革	昭和43年5月 設立 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加
概 要	出資金 2,061百万円(平成20年3月末日現在) 構成人員 5,462名(平成20年3月末日現在) 社員(公認会計士) 513名 参与 23名 職員(公認会計士) 1,521名 (会計士補) 930名 (その他専門職員) 2,016名 (事務職員) 459名 (注)1. 海外駐在員を含む。関係会社の人員を含まない。 2. その他の専門職員には次のものを含む。 公認会計士試験論文式試験合格者(1,026名) 公認会計士試験論文式試験科目合格者 及短答式試験合格者(344名) 監査関与会社 4,114社(平成19年9月末日現在) 金商法・会社法監査: 1,032 / 金商法監査: 125 / 会社法監査: 1,099 / 学校法人監査: 92 / 労働組合監査: 58 / その他の法定監査: 224 / その他の任意監査: 1,484

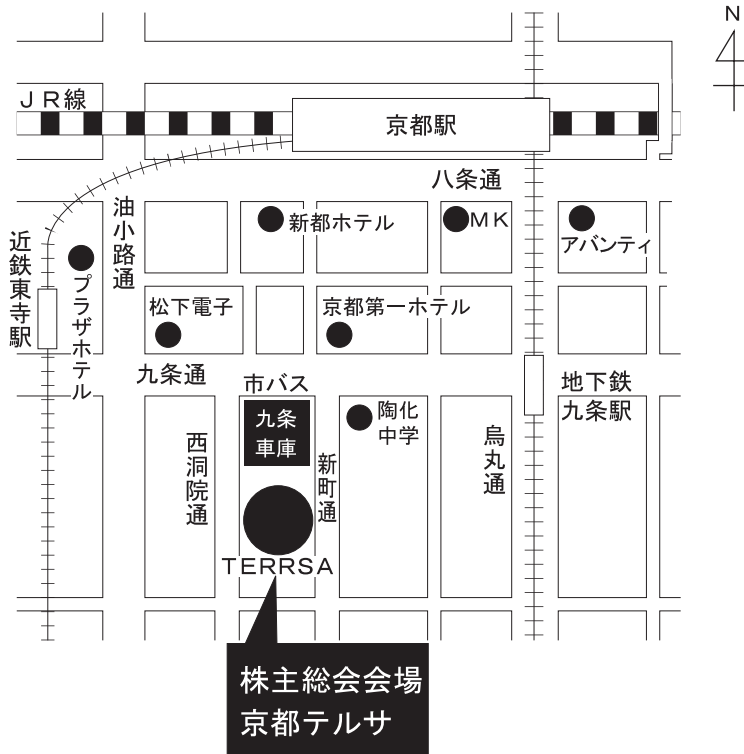
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 京都市南区東九条下殿田町70  
京都テルサ（京都府民総合交流プラザ内）  
電話 （075）692 - 3400



- ・ JR 京都駅（八条口西口）より南へ徒歩約10分
- ・ 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- ・ 地下鉄九条駅4番出口より西へ徒歩約5分
- ・ 市バス九条車庫南へすぐ

\*まことに恐縮ながら駐車場の準備はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。